

長崎県環境負荷低減事業活動の促進に 関する基本的な計画

(長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン)

令和4年12月23日作成

長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、
平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、
雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、
波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

1. 趣旨

本県においては、令和3年3月に「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」（以下「活性化計画」という。）を策定し、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指しており、その中で、農産物の付加価値向上に向け、有機栽培・特別栽培など環境保全型農業の取組拡大を図ることとしています。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定されました。さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）（以下「みどりの食料システム法」という。）が制定・施行され、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用量の低減や温室効果ガスの排出量の削減など農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動（以下「環境負荷低減事業活動」という。）を促進していくため、農林漁業者がみどりの食料システム法に基づき作成する計画を県が認定し、その活動を税制面や金融面で支援する認定制度が創設されたところです。

本計画は、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動などについて、長崎県と県内21市町が協働し、推進することにより、持続可能な食料システムの構築を目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) この計画は、「みどりの食料システム法」第16条の規定に基づき、県及び市町が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」です。

また、本計画は「有機農業の推進に関する法律」（平成18年12月制定）に基づく「都道府県有機農業推進計画」として位置付け、長崎県有機農業推進計画（平成22年7月策定）は、この計画に統合します。

(2) この計画は、活性化計画に沿った施策別計画として位置付けることとし、県及び各市町の地球温暖化対策や農林漁業に関連する計画と相互に連携し、計画の推進を図ります。

<関連する主な計画等>

- 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画（令和3年3月策定）
- 長崎県スマート農業推進方針（令和3年3月策定）
- 長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年4月策定）
- 第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（令和3年3月策定）
- 長崎県水産業振興基本計画（令和3年3月策定）
- 長崎県生物多様性保全戦略2021-2025（令和3年3月策定）

(3) 計画期間は令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

3. 環境負荷低減に関する基本的な方針

(1) 環境負荷低減における現状と課題

①現状

農業においては大村湾や有明海、諫早湾干拓調整池など閉鎖的水域を抱え、水源を地下水に頼っている地域が多い本県において、平成12年に策定した長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、化学肥料・化学農薬の使用削減等環境負荷の低減を図る農業者をエコファーマーとして認定するなど、関係機関と一体となって、環境保全型農業を推進してきました。

その結果、化学肥料・化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減する「特別栽培」は令和2年度で1,652haと10年前から549ha増加し、化学肥料・化学農薬の使用量5割以上低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性の保全に資する取組へ交付される環境保全型農業直接支払交付金の交付対象面積は令和元年度で全国12位の1,577haと取組が始まった8年前から1,473ha増加し、エコファーマー数は令和元年度で全国19位の1,113名となっています。

しかしながら、高温多湿な気候に加え、日本本土の最西端に位置し、海外から侵入する病害虫の発生が多いことなどから、土づくりを基本として化学肥料・化学農薬を3年以上使用しない有機栽培の面積は令和2年度で195ha、耕地面積に占める割合は0.42%であり、全国平均の0.58%と比べ少ない状況です。

林業においては、森林吸収源対策として、森林による二酸化炭素吸収量の維持・増加に向け、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を通じて、環境に配慮した人工林の計画的な伐採と着実な植林や、そのために必要な優良種苗の安定供給のほか、手入れが行われていない森林の整備による公益的機能の発揮など、森林環境の保全に取り組んでいます。

水産業においては、省エネエンジンの導入や、藻場・干潟の保全、生態系の維持・回復など、カーボンニュートラルに資する漁業者等の取組を支援しています。

②課題

環境負荷低減に向け、生産活動に必要な機械の省エネ化等が必要となっており、有機農業をはじめ環境負荷を低減した農業においては、化学肥料や化学農薬を使用しない、または使用量を減らすため、除草等栽培管理に多くの労力を要し、収量・品質が安定しないことや、複雑な自然生態系に支えられている面が多く、土壌や気象条件等から受ける影響が大きく、これらに適した新しい技術の確立と普及が課題となっています。

流通販売面では、環境負荷を低減した農業は、労力コストや生産リスクを販売価格に反映しづらいことや販路の確保が取組拡大に向けた課題となっています。また、自然循環機能の増進や生物多様性の保全機能並びに自然と共生した農業の意義が消費者の購買行動に十分につながっていないことも課題となっています。

(2) 環境負荷低減に向けた対応及び目標

本県においては、以降に記載する「環境負荷低減事業活動」、「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業」、「環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進」の内容に沿って、「スマート技術、抵抗性品種の導入等によるグリーンな栽培体系の転換や消費者の意識醸成等により」環境保全型農業の取組拡大を図ることで、令和12年には有機栽培面積を全国の目標値シェアと同じ耕地面積の1.52%にあたる664ha、特別栽培面積を有機栽培の伸び率と同じ5,625haを目指します。

さらに、国等において将来開発が期待される新たな品種や技術を駆使し、令和32年までに、有機栽培面積について、全国の目標値と同じ耕地面積の25%に当たる10,500haを目指します。

○環境負荷の低減に関する目標

目標指標	基準 2020 年 (令和 2 年)	目標 2030 年 (令和 12 年)	目標 2050 年 (令和 32 年)
特別栽培面積	1,652ha	5,625ha	—
有機栽培面積	195ha	664ha	10,500ha

この目標の達成に向け、関係団体と連携し、環境負荷低減に資する技術について、各地域・品目で実証し、栽培暦への反映を積み重ねることで、一般的な農業者が普通に取り組める栽培体系の確立を進めていきます。なお、環境負荷低減事業活動は生産性向上、省力化及び低コスト化と両立する形で進めます。

特に、有機農業の取組拡大に向け下記に取り組みます。

- ①有機農業を指導する指導員による支援体制の整備、必要な情報収集・提供、助言・指導
- ②他都道府県や民間等で開発・実践されている技術情報の収集及びこれらの技術を適切に組み合わせ、有機農業者と一体となった研究機関等での技術の開発及び普及
- ③環境保全型農業直接支払交付金の推進
- ④グリーンな栽培体系への転換サポート事業および有機農業産地づくり推進事業（オーガニックビレッジ）の取組推進 等

4. 環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

本県において、環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、次のとおりとし、その取組の拡大を関係団体等と連携して推進します。

(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減を一体的に行う事業活動

- ① 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の取組
- ② 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流

通第 3889 号) に基づく生産方式の導入

- ③ 長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成 12 年 4 月 7 日策定）に基づく生産方式の導入

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ① 農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替
- ② 施設園芸におけるヒートポンプ等高効率な熱利用設備や木質バイオマス加温機等バイオマスを活用した熱利用設備の導入
- ③ 水田作における中干し期間の延長や秋耕の推進
- ④ 家畜改良の推進や事故率低減の取組による生産性（乳量や産肉量等）の向上
- ⑤ 栄養管理技術の改善（低たん白質飼料への転換）による家畜排せつ物中に含まれる窒素等の低減
- ⑥ 農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用

(3) その他

- ① 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して行う生産方式の導入
- ② 生分解性プラスチックを用いた資材の使用など、化石資源由来のプラスチック使用量の削減に資する生産方式の導入
- ③ 土壌を使用しない栽培技術において、化学肥料・化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入
- ④ 家畜排せつ物の適正管理・堆肥化の推進、エネルギーとしての利用推進
- ⑤ 化学肥料、化学農薬の使用削減と生物多様性の保全、その他の環境保全に資する技術を組み合わせた生産方式の導入
- ⑥ その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の 2 の要件に適合し、知事が必要と認める活動

5. 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

(今後、市町と協議し、区域設定を検討)

6. 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

「基盤確立事業」とは、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取りくめるよう、先端的な技術の研究開発や新品種の育成などを行う事業です。

本県では、次の基盤確立事業について、関係団体や民間企業などと連携し、新たな技術の開発や普及を推進します。

- ① センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断の高度化、施肥管理

法改善等による化学肥料削減技術の開発

- ② 総合防除（IPM）や難防除病害虫の防除対策技術の開発、気候変動などによる新規・特異発生病害虫等に対応する技術の再構築
- ③ 病害虫診断技術の高度化・迅速化や高度な病害虫発生予察、農薬を使わない病害虫防除法など化学合成農薬の削減技術の開発
- ④ 病害虫に強い品種開発や、有機質資源の有効活用など生産環境保全技術等の開発
- ⑤ グリーン農業や有機農業の拡大を推進する省力化などICT・AI等の先端技術を活用した技術の開発
- ⑥ 収量・品質を維持する安定した有機農業やグリーン農業の栽培技術の開発
- ⑦ 有機農業の経営安定のための複数作物を輪作する体系のモデル確立に向けた研究
- ⑧ 有機農業の生物多様性や地球温暖化防止等の環境保全効果の研究
- ⑨ 本県の特徴や優位性を活かした脱炭素化や環境と調和した持続的農業を展開するための調査研究や技術開発

7. 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費の促進に関する事項

本県では、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の消費拡大に向け、デジタル技術の活用により持続可能な加工・流通システムの確立を図るとともに、関係団体と連携し、学校給食での利用促進や地産地消、SNSを活用した情報発信などによる消費者への理解醸成等を図り、販路の確保・拡大を目指します。

(1) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

加工・調理の非接触化・自動化や出荷予測システム、電子タグの活用などデジタル技術による加工・流通システムの効率化を図ります。

(2) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の販路拡大

オーガニックビレッジやグリーンな栽培体系への転換の取組を行っている地域を中心に、生産者、市町、関係団体、教育機関と連携し、学校給食への利用、加工品の開発などを進め、周辺地域への広がりを図ります。

また、外食産業、観光業、市場等に対しても、商談会やバイヤー招へいなどマッチングを進めるとともに、JA等関係機関との連携体制を構築し販路の確保・拡大を図ります。

(3) 県民の理解や関心の増進対策

有機農業をはじめとした環境保全型農業の取組が消費者の購買行動に繋がるよう各種イベントやシンポジウムの開催など情報発信を行っていきます。

8. その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、特定区域の積極的な設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、地域段階で、県、市町、農業者団体等の関係者により協議会を組織し、同協議会の下で緊密に連携して対応することとします。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、4に掲げる土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減を一体的に行う事業活動等をすでに取り組んでいる農林漁業者においては、「みどりの食料システム法」に基づく実施計画の認定を促し、環境保全にもつながる農業生産工程管理(GAP)を推進するなど、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとします。

9. 推進体制等

県、市町、関係機関、関係団体で構成する長崎県みどり戦略推進協議会及び地域みどり戦略推進協議会が、本計画の進行管理、みどりの食料システム法の推進、環境保全型農業の推進等を行います。

【推進体制】

